

幕末期長州藩西洋兵学実践の経済的基盤

——撫育方を中心にして——

はじめに

幕末期の長州藩については、明治維新史研究の重要な柱として、現在まで膨大な研究が蓄積されてきた。^①これらは、いずれも政治史・経済史・教育史的側面から精緻な分析と検討を積み重ね、多大な成果を収めている。こうした中で、かつて筆者は、新たに洋学史的側面から長州藩を追究することを試みた。即ち、長州藩明治維新史研究と幕末洋学史研究の欠落を補うため、特に同藩の軍事科学的洋学の受容と展開、実践の過程を検討した。^③その際、照応関係にある軍事改革については、ハードウェア（造兵）とソフトウェア（用兵・軍制）の両側面から明らかにすることに努めた。なかでも、筆者は、ソフトウェアの改革、即ち軍隊の再編と用兵の徹底化如何が軍事改革の実効性を大きく左右すると考え、その解明に意を注いだ。^④一方、ハードウェアの改革に関しては、ソフトウェアとは異なり、「購入」という形で比較的实现化が可能であったため、かえって、その導入の過程などへの実証的な論証は不十分なものとなった。同様に、ハードウェアの「購入」を支える経

済的基盤についても、論究に及ばなかった。以上の点を克服するため、本稿では、長州藩における西洋銃と西洋艦船の「購入」の過程を詳細に検討するとともに、「購入」の前提となる経済的基盤として撫育方の資銀に着目する。

ここで、本論での行論の都合上、撫育方と撫育方資銀について簡単に述べておきたい。^⑤撫育方は、藩主毛利重就による宝曆検地の「新物成」（増石の物成）五万一千六百石余を基に設立された会計機関で、その管理・運営については、本勘と隔離することが原則であった。支出についての最大の特徴は、藩主の許可を絶対的に必要とすることであった。以後、撫育方は、給領地の増高に課税される馳走米、新開田畑の物成、御立山（藩有山林）・御預山の売り払い代銀と山立銀（山林税）などを主な財源として繰り入れ、管理・運用を進めた。更に、撫育方の財源にとつて、萩藩領内の豪農が提出した馳走米銀も重要な位置を占めた。萩藩は、領内の豪農を「御利徳雇」、「本御雇」、「三十人通」などの下級の武士身分に取り立てることにより、その見返りとして彼等から多額の馳走米を提供させ、これを撫育方に移管したのである。撫育方は、

小川 亜弥子

(二〇〇二年九月十日受理)

これ等の財源を基礎に、新田・塩田の開作、港湾の設置などを行うとともに、出先機関として越荷方⁸⁾を設け、越荷業務を展開した。なお、撫育方の発足に際して、従来、本勘で管理されていた御手置銀（御仕置銀、御要用銀）が、撫育方の管轄下に移管されたことを特筆しておきたい。御手置銀は、藩初から不時の軍用金として、本丸の御納戸蔵（御大納戸蔵）に収納されていた。しかし、実態としては、連年の大幅な赤字を補填するため本勘が流用し、次第に減少していた。御手置銀を撫育方の管轄下に置くことで、その貯蔵と出納を厳しく管理しようとしたのである。御手置銀は、御宝蔵銀とも称された。萩藩は、毛利家重代の相伝文書・武具・刀剣・宝物などを御大納戸蔵に保管していたが、新たに御宝蔵を建て、御手置銀とともに収納することとした。御宝蔵銀と呼称したのはこのためである。また、御宝蔵は、その趣旨からして、江戸の麻布下屋敷にも置かれ、「麻布穴蔵」と呼ばれた。御手置銀は、大坂・江戸への預け銀や、諸郡貸渡銀で運用されていた。その利銀は、藩主の入用に使用された後は、萩の御宝蔵金、江戸の麻布穴蔵貯蔵金として蓄えられた。後者については、一切の支出や貸し付けが禁止された。本論では、撫育資銀や御手置銀の幕末期における用途や投入の実態を、軍事改革及び文教政策、西洋兵学の実践などと関連させて明らかにしていくこととなる。

穴井綾香氏は、撫育方の幕末期におけるあり方について、従来の研究が「明治維新への貢献を主な理由に一方的に賞賛するもの」であるとし、「維新の原動力を撫育方に求める」ことに疑問を呈している¹⁰⁾。この指摘は正当なものであるが、撫育資銀の存在がハードウェアの大量「購入」を可能なものとし、そのハードウェアが実戦において効果的に威力を発揮したことは事実である。しかし、撫育資銀は、当該期のハ

ードウェアの購入に無制限に使用されたわけではない。使用に際しての、タイムスパンとタイムラグを吟味する必要がある。また、撫育資銀は、別途会計であったからこそ、藩の行方を左右する重要な案件について、柔軟で且つ即時の対応を可能とした。筆者は、幕末期の軍事改革のいずれの段階で撫育資銀が使途されたのかを克明に追うことで、逆に、同改革の段階制を逆照射できると考えている。

—

長州藩の天保期の軍制改革については、既に別稿¹¹⁾で分析を試みたが、近年、三宅紹宣¹²⁾・岸本寛¹³⁾・宗像阿紀等諸氏により更なる検討が進み、新知見を享受することができた。これ等の成果の下、ここでは、天保期の軍事改革について、少し長くなるが紙面を割いて再整理することから始めてみたい。

天保改革の推進者村田清風は、天保十一年（一八四〇）八月二十五日、地江戸仕組掛と兼任で神器陣用掛を担当することとなり、同年九月二十七日には、藩主毛利敬親に講武意見を上書し、「行先海寇不虞之変も可有之哉、万事を御差置、先講武之一条無怠様被仰付候¹⁴⁾」と講武の立て直しを提言して軍事改革に着手した¹⁵⁾。神器陣とは、文政十二年（一八一〇）八月に、清風が中心となつて編成を試みた火炮中心の新陣法である。「卯歳於江戸御国御手当之事草案」で、清風が「寛政年以前之御手当ハ、八幡商船打払之御手配ニ付、実地え徹底不仕様ニ相見候、文化年魯細重人乱妨以後、御手当さらへ被仰付¹⁶⁾」と述べているように、文化三年（一八〇六）から四年にかけてのロシア船の北方への襲来は、

本州の西端に位置し三方を海に囲まれ長い海岸線を有している長州藩にとつて、それ以前とは一線を画する対外的危機意識を生み出すこととなり、対外防備の一つの画期となった。更に、文化五年に、「同五年いぎりす船長崎表にて狼藉之次第も有之」¹⁹とイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件が発生すると、対外的危機意識に拍車がかかった。こうした中で、清風は、文化七年十一月に密用方に任命され、「以後、追々御手当之事掛り被仰付」²⁰こととなり、外庄への対応策として新陣法、即ち、「神器陣」の編成に踏み出すこととなった。しかし、神器陣は、明倫館の軍学・剣術・柔術・鍵槍・十文字槍・弓法・馬術・大筒などの伝統的武術の師家及びその門弟から反発を受け、天保期に入ると、「終二は、本体をも取失ひ、御慰事之様二成行、甚以如何敷御事二御座候」²¹という状況に陥っていたのである。

天保十一年七月一日、長崎に入港したオランダ定期船がアヘン戦争情報を伝えた。大国である清国がイギリスの軍事力の前に圧倒された事実は、幕閣の一部に大きな衝撃を与えた。既に西洋諸国との隔絶した軍事力の格差を認識していた高島秋帆は、この報に接し、清国側の敗北の原因を砲術の未熟な技術に求め、同年九月、幕府に上書して、西洋砲術の採用による武備の強化を進言した。対外的危機を最も深刻に受けとめた老中水野忠邦は、高島秋帆に江戸への出府を命じた。秋帆は、天保十二年一月二十二日に長崎を出発し、二月七日、江戸に到着、五月九日には、武州徳丸ヶ原において、オランダから輸入したモルチール（臼砲）・ホーイッスル（榴弾砲）などの大砲やゲベル銃などの鉄砲を使用して、歩・騎・砲の三兵による洋式操練を行った²²。村田清風は、天保十二年閏一月には既に、高島秋帆の出府の情報をその目的とともにつかんでおり、この操練の実地見学のため、藤井平左衛

門（麻布大検使）と内藤左兵衛（上屋敷大検使）の二人を派遣した。清風は、彼等の報告により、高島流が「神器陣之通銃砲組合之陣法二而、別而便利之良法」²⁴であったため、「対陣之節、臨機応変之御手当之心得とも可相成事」²⁵を確認し、高島流を参考にした神器陣の改革の必要性を深く認識した。以後、平左衛門を直ちに秋帆の塾へ入門させること、藩地より郡司源之允・栗屋翁助人を長崎に派遣し、長崎閨役井上与四郎とともに秋帆の下で西洋銃陣を修得させること、秋帆の三高弟の一人である山本清太郎を萩に招くことなど、洋式軍備導入の準備が始められた。

一方、アヘン戦争情報によりもたらされた対外的危機は、必然的に家臣団の士気作興を迫り、諸藩に軍事操練の準備を急がせた。天保十二年九月五日には、水戸藩が「追鳥狩」と称して大規模な軍事操練を行っている²⁶。これに刺激を受け、長州藩では、当島宰判明木村の新立山において「御狩之式」、即ち大操練を実施することが提起され、村田清風を中心に計画が進められた。「発端伺書」によると、「異船漂来之風説、百姓一揆、大坂騒動等之風波も、太平之御徳化二て及静謐候得共、去年（天保十一年）広東之戦争、西洋人之賊心二ては、海国之御手当之事は、片時も難被差置事二相見候、（中略）来御在国之上は、新建立山御狩之式可有之事二付、夫を本立二被仰付候て、古来講武之御趣意被為復、海寇防禦之御手当操練可被仰付哉」²⁷とあることから、清風は、アヘン戦争を従来の異船漂来や天保二年の大一揆、大塩平八郎の乱とは異なる重大な危機であると認識し、対外防備の強化を意識して大操練を計画したことがわかる。翌天保十三年一月十一日より一年余をかけて、大操練の準備が綿密に進められ、天保十四年四月一日には、実施の運びとなった。実施場所については、実地調査の結果、当島宰

判明木村新立山から同宰判黒川村羽賀台に変更となつてゐる。羽賀台大操練は、長州藩の家臣団及びその関連の軍役を総動員し、全藩の規模で行われた。この操練については、近年、三宅紹宣氏により詳細な検討が進み、特に質的な面に関して次の点が指摘されている。即ち、操練では弓・鉄砲の実射が厳禁されていたこと、高島秋帆の下に派遣されていた井上与四郎から、操練における隊伍の編成だけは西洋銃陣の法を用いるよう建白書が提出されたもの²⁸、時間的制約から西洋銃陣の実行には至らなかったことである。このことから、三宅氏は、操練の性格について、「従来の軍役動員が正常に機能するよう総点検を行い、そのことによつて家臣団の士気の作興をはかつたものであるといえよう³⁰」との見解を示した。また、宗像阿紀氏は、近世後期の軍事編成の中に羽賀台大操練を位置付け、特に家臣団編制に注目して精緻な分析を行う中で、操練では「平時の家臣団編制に改編・修正の手はいっさい加えられていない³¹」との結論を示した。これ等の成果を踏まえた上で、筆者は、羽賀台大操練を次のように位置付けたい。即ち、次の二点が接合されたという意味において、天保期最大の軍制改革であつたことである。その第一点とは、羽賀台大操練は、まさに近世的な軍事編制の集大成であり、質的な転換をはかるには至らなかつたものの、村田清風を中心とした藩首脳陣が、西欧列強のアジア侵略のモデルともいえるアヘン戦争情報により対外的危機意識を持ち、軍役動員機能の確認・総点検を行い、併せて家臣団の士気作興に努めたという点である。第二点とは、この大操練には、時間的制約³²もあり実際に西洋銃陣の編制が生かされることはなかつたが、清風等藩首脳陣が高島秋帆の洋式操練の効能に注目して藩士をその塾に入門させるなど、直ちに西洋銃陣の受容に向けて対応策を講じたという点である。

以上のことから、本稿で明らかにしようとしている撫育金の使途との関連を確認しておきたい。天保改革における神器陣の改革や羽賀台での大操練は、対外的危機感と理念が先行し、軍事組織の改編や武器の性能の点検を直接的な課題にしなかつたことから、ハードウェアの新規展開には至らなかつた。即ち、天保期の軍事改革は、本勘とは別会計の撫育金を必要とするほどの現実的な緊急事態とは程遠かつたのである。

弘化・嘉永期になると、長州藩は、海岸防備に一段と力を注いでいる。³³弘化元年（二八四四）七月十三日、防備の地を、阿武・萩城外郭・萩城西・前大津・先大津・赤間関の六区の海辺に分け、それぞれに総奉行を置いて海防を担当させた。弘化二年五月二十三日には、萩城及び沿岸の防備の部署を、日本海側を中心に、阿武海辺、萩城、萩城西海辺、萩城東海辺、同海上、諸島（相島・見島・大島）、大津海辺、豊浦海辺、赤間関海辺と定め、各部署の兵員及び武器数など示し、嘉永三年（一八五〇）十月十日、これに瀬戸内海側の厚狭・吉敷・佐波・都濃・熊毛・大島の海辺を加え、それぞれについて幕府に報告した。続いて、嘉永六年一月二十日には、沿岸防備体制を確実なものとするため、奥阿武海辺、萩城東海辺、萩城二の郭西海辺、萩城二の郭東海辺、赤間関海辺、前大津海辺、先大津海辺、萩城三の郭東及び萩城西海辺と八つの区域に分け、それぞれに総奉行を置いて担当区の海防に当たらせ、更に、二月十三日、軍役人数割と装備の基準を示した。こうした状況の中で、長州藩が西洋銃の購入に踏み出したことは興味深い。即ち、弘化四年九月に、ゲベル銃を購入したことが確認されるのである。その経緯は次の通りであつた。³⁴弘化二年以来、海防の実務において中心的な役割を果たしていた山田亦介や海岸防備局は、弘

化四年三月十三日の延岡藩土吉岡数馬による羽賀台での西洋砲術の実演に刺激を受け、鉄砲もまた西洋銃を用いることの利便性を感得し、坪井九右衛門等江戸の藩政府に、ともにゲベル銃二〇〇挺の購入を要請した。ただし、亦助のゲベル銃の効能に対する認識は、「普通之拾弍玉筒杯よりは、西洋火石筒之方、風雨之恐も無之、火繩捌之わつらひ無之故、馬上又は多人数込合候内にも火用心旁、廉々便利有之候」といった程度であったことには留意しなくてはならない。彼は、「長崎御奉行所へ御頼入相成候得ば、壹挺金五両宛にていか程も御手に入候」ため、「孰之道、数百挺出来仕らでは不相成」ところであるが、これ等を総て揃えようと無理が生じるため、「式百挺注文相成候てはいかゞ可有之哉、御様子被仰下候はゞ、長崎聞役出役之節、いかやうとも取計方可有之存候、何分御様子被仰越被下候様存候」と積極的な姿勢を見せた。しかし、藩政府の結論は容易に下されず、九月に至つて本勘からその一部が購入されたに過ぎなかった。

この時期の文教政策について、目を転じてみたい。村田清風にとつて、文教政策は、幕藩領主的支配体制の全面的再建を根底から支える一つの重要な側面であった。加えて、この時期の対外的危機に対処するためには、防備体制の見直しや軍事の改革はさることながら、文武の興隆は必要不可欠であった。清風は「流弊改正意見」以下の諸建白³⁵の中で、再三再四、文武の刷新を強調しているが、現実の政策課題としては、藩校明倫館による藩内文教統制の確立を掲げた。即ち、これは「明倫館を以て文武教育の全権とし、当役座、当職座と共に三政府と称す³⁶」といわれるものであった。これに伴い、明倫館の施設の完備と統合が課題となった。弘化三年十一月、工事が着手され、嘉永二年一月二十六日に遷座式、二月十八日に落成式、同年三月二日には始業式が

挙行された。ここにおいて、新明倫館は、総面積一万五八四坪に及ぶ敷地を有し、ハードウェアとソフトウェアともに充実した藩の総合教育機関となった³⁷。この時期、新明倫館内の済生堂が拠点となつて、海防策に有益な外国書の翻訳に努めたことは、既に別稿³⁸で示した通りである。

明倫館の年間経費³⁹は、享保四年（一七一九）一月十二日の創設当初、高五〇〇石と定められ、「四つ成」の高二〇〇石（書籍代銀は別途支給）で賄われることとなつて⁴⁰いた。その後、経費の不足に至り、これを解消するため、修補銀の利息収入と撫育資銀（御手置銀）の運用利息収入で補填することとなった。元文五年（一七四〇）九月（日不詳）には、修補銀二八貫目の利銀四貫一五二匁が、寛政八年（一七九六）十二月（日不詳）には御手元銀六〇貫目の利銀四貫六〇〇目が経費の不足分を充当している⁴¹。先にも述べたように、天保改革において村田清風は明倫館の拡充の方針を打ち出すが、現実の対応として、一つに、明倫館の維持費の拡大をはかった。天保十二年二月十八日の「高杉丹治編輯日記」によると、次のような方法であったことがわかる。

今五朱利附之米千五百九拾石、拾ヶ年置居にして借込、壹割二廻し年々利払、残利倍にして拾ヶ年暮二至り元米返済、残り千石相残り候分、修補元米にして壹割廻し年々百石宛相備候事⁴²

即ち、本勘から、五朱利の米、高一五九〇石を一〇年間の据え置きで借り入れ、これを一割の利息で運用したものを明倫館の維持費に当てること、一〇年後には元米が返済でき、更に一〇〇〇石が残るため、これを修補米として更に運用し、毎年の利米一〇〇〇石を引き続き維持費に充当することというものであった。嘉永二年の新明倫館の再建に当たり、更なる経費の拡大が必至となり、撫育方が銀一〇〇貫目を、

本勘が銀五〇貫目を受け持つこととなった。しかし、これは、次に示す嘉永六年と安政元年（一八五四）の史料がその詳細を伝えているように、経済基盤としてはやはり不安定なものであった。

〔嘉永六年〕

（上略）右銀之内、百貫目御手元銀被差下、五拾貫目地方より被差出候処、右五拾貫目之内、式拾五貫目は当年迄御払出相成筈二候へ共、明年よりは御引当無之由（下略）⁴³

〔安政元年〕

明倫館御再建二付、過ル酉年（嘉永二年）増御仕渡として、御撫育方より百貫目往式拾九ヶ年之間被差出、御本勘より五拾貫目之内、式拾五貫目は昨年迄之約束にて、当年よりは残り式拾五貫目二相成、根之御仕渡米式百石、銀式拾壹貫九百目余有之候処、是又御仕組二付五貫四百八拾目余減少二相成、右両条二而、当年よりは三拾貫目余之受劣二相成候、御撫育方より被差出候御銀之儀も、御貸付之利息を以被差出候事二付、後年如何様之煩出来可仕難計、其上年限相満候上は、孰御吟味無之而ハ不相叶事二付（下略）⁴⁴

即ち、一五〇貫目のうち、撫育方が支払いを担当する一〇〇貫目は、二九年間という期限付きで、しかも、撫育方資銀の運用利銀をもつて充てるため不確定要素が大きいこと、本勘が担当する五〇貫目についても、そのうち二五貫目は嘉永六年までの五年間と期限を切ったものであり、安政元年からは二五貫目の減額となること、併せて、藩の財政厳儉の影響を受け、年間経常費のうち銀二一貫目九〇〇目については五貫四八〇目余の減収となり、合計銀三〇貫目余の経費が見込めなくなつたことなどを知ることができる。こうした状況を打破するため、嘉永六年五月十三日、江戸当役浦鞠負は、国元の当職毛利筑前に書を

送り、「何卒、土地付二被仰付度御事二付」と述べ、将来的に安定した経費を捻出するためには、明倫館の余銀を使用して新規に土地を開作（開墾）し、開作後に定めた石高を明倫館経費に組み入れることを提案した。これは、次に示す通りである。

（上略）諸郡二おゐて新開可相成場所、広狭二拘らず詮議被仰付、相応之場所所有之候ハ、明倫館有余銀を以纔宛成共追々開立被仰付度、併新開之儀ハ、場所二より古田之吉二も相成事二付、相応之所柄有之候ハ、手厚詮議被仰付、愈地下差支も無之候ハ、其時々御伺之上可被差免卜の御事候条、右之趣諸郡并明倫館えも可被成御沙汰候（下略）⁴⁶

間もなく、山口宰判の宇津木畑村（小鯖村に属す）の惣門原で開作が始められ、安政元年十月四日には、徳地宰判の岸見村と伊賀地村との村境に位置する田屋ヶ谷で、総額銀一二貫四匁余を投じて、総田畑数二町一反九畝三七八歩の開作が行われた。同年十二月十日には、惣門原の残地で、同年十二月十四日には、山口宰判宇津木畑村の堺原番組山の地で、総開作費銀四九貫九四〇目余を投じて、総数八町七反八畝一五歩の開作が進められた。これ等が明倫館経費に対して如何程の高を加える結果となつたか、この点については、史料的な制約から現時点では確認できない。

二

長州藩は、嘉永六年（一八五三）六月三日のペリー来航に伴い、翌四日、「今度浦賀表え異国船渡来に付、御固被仰付、万一内海え乗入候

ハ、其方共も直に可被致出馬候⁴⁸との幕命が下り、武蔵国大森の羽田台場で警備に当たることとなった。現実のものとなつた外圧を前にして、対外的危機意識は一気に高まった。同年十一月十四日には、「相州国御備場御用、井伊掃部守、松平誠丸両手二而相勤候処、内海御警衛被仰付候二付、向後其方并細川越中守両手引請二被仰付候⁴⁹」とあるように、彦根藩・川越藩の後任として熊本藩とともに相州警備を担当することとなり、国元から相模国へ軍事動員を行った。ここにおいて、長州藩は、対外防備に対応した実践的な取り組みを開始することとなる⁵⁰。

安政元年（一八五四）七月三日、長州藩は、「五カ年間節儉の令」を発令した。これは、次に示すように、近年の相次ぐ風水害と、大森警備・相州警備による経費の増大が藩財政を圧迫したためである。

昨丑年（嘉永六年）水旱に付損毛夥敷、御所務余分相劣、尋常之御時節にても御練巻端と差詰候上、異国船渡来に付大森へ人数出張、公儀御代替其外御造作之廉相嵩、就中相州御備場御委任に付ては、別而莫大之御費用彼是に付、従来御難渋之御所帯弥以御借財相増、加之右御備場此行き年々之御物入立、償之目途難相立、誠以国家之御危急御大事之御時節に候条、一先当寅年（安政元年）より行き五ヶ年之間、非常之御詮議を以て平格に拘らず諸事省略被仰付、御備場御用無御滞相調候様可被仰付との御事に候（下略）⁵¹

特に、相州警備においては、「此度御仕送之儀は、差急御入用筋にても可有御座、早速御仕送之致詮議候⁵²」と、その緊急性から、撫育資銀が投入されていたことは、注目すべきであろう。これは、一万両に及ぶ大枚であったことが知られている⁵³。しかし、嘉永六年十二月三十一日付けの撫育方頭人清水新三郎から江戸の当役手元役中井次郎右衛門に

宛てた書によると、此度の撫育資銀の拠出については、以後数年間の緊縮体制を伴うものの致し方ないと述べつつも、暗に、これ以上の拠出が続いた場合には収支のバランスが崩れ差し障りが生じると述べており、心配の様をうかがうことができる。

此度相州御備場御入用、江戸大段の御物入不容易儀に付、御撫育御銀被差出候段御奉書被差越、御仕送の及詮議候、就ては当節御蔵現有金銀改括り、并行き両三年定日御定払差引等相調見候処、近来大段之御銀御繰出、莫大之御困米彼は御払の廉相嵩、御受物は相劣り候儀に付、此度之御払は且々相調候得共、尔後両三年は殊の外御差詰に相成、兼て御規定相成居公辺向の御入用、御内輪御祝等の御臨時払も六ヶ敷可有之哉、彼是深く御按申上候事に御座候、右に付当月二十七日改の括り、并行き両三年御受払目安荒々相調、於爰元直目付衆へ相渡置候に付、於御地も御直目付衆御申談可被下候⁵⁴

加えて、このように藩財政が逼迫した中で、新明倫館経費は、削減されるばかりか、拡充の方向にあつたことも注目されよう。安政元年閏七月二十四日、次に示すような明倫館の上書に基づき、明倫館経費に限り削減は行わない旨の藩政府の意向が示された。相州警備という現実の外圧への対処を余儀なくされた藩政府は、人材の育成なくしてはその実をあげることはできないと強く認識したのである。

今度非常之御儉約可被仰出候付、明倫館之儀も大造之御物入一廉御省略被仰付度、於引受厚く詮議仕候処、御再興の節、文学諸武芸御仕法替被仰付、諸稽古道具を始、諸師家御心付銀、諸生御賄、見合頭取被下等迄不容易事に付、御仕渡銀御立増被仰付、其初も御所帯御差詰御有余逆は不被為在候へとも、偏二諸芸御引立、人才御育成之御深意を以、大段の御手元銀被差下、就而は仮成二御繰出相整候

得共、当今相模国御備場御委任を蒙仰被付、御繰出し莫太之儀二付、格外之御仕組被仰付候儀、右八偏御手当堅固二被仰付度御主意二而御俟約被仰出候、然は別而文武之諸芸は御引立可被仰付御時節か、諸事御省略被仰付、御備場之御雜費ハ御立成相成候而も、肝要御手当之御人数一己之働も不相整而は、外国迄之御恥辱申迄も無御座、就而は御家来中、是迄よりも猶更諸芸人之出精、異賊防禦之覚悟肝要相心得、暫時も上御安氣被為遊候様無之而は不相濟儀、諸向ハい程嚴重二御仕組被仰出候而も、明倫館稽古方に付而ハ御入目は先

行形之通不被仰付而は、第一人氣え差支り可申(下略)⁵⁵
更に、懸案であつた明倫館経費の安定的供給方法について、撫育方と仕組方とが協議を重ねた結果、同年十二月十八日には、次のような方法で改善をはかることが決定した。

(上略) 御本勘御撫育方共二定備り物之内を以出し合せ、御本勘より三拾貫目、御撫育方より七拾貫目、外二根之御仕渡米貳百石、銀拾六貫四百四拾壹匁之辻を以、向後明倫館入目相弁し、永々御持続相成様二と御仕組方より申出候付、明倫館種々省略之註議仕見候処、右之御仕渡二てハ三拾五貫貳百目余も不足二及び、何とも繰巻不相調、依之猶又評議仕候処、御撫育方七拾貫目を和市壹石四斗替之米二して九百八拾石、御本勘より三拾貫目を和市同断二して四百貳拾石二相当候付、御本勘御撫育共二米二而渡方被仰付候へハ千四百石と相成、根之貳百石取合千六百石、外に銀拾六貫目余之御仕渡被仰付候ハ、於明倫館仕組建仕売揚り等を以、且々相調可申由二御座候⁵⁶

これによると、当初は、撫育方が七〇貫目を、本勘が三〇貫目を分担し、これに規定年間支給となつていた米二〇〇石と銀一六貫目四四一

匁とを加えたものを明倫館経費として毎年經常するという案であつたが、明倫館側の試算によると、三五貫二〇〇目余の不足であつた。このため、撫育方資銀七〇貫目を銀一〇〇目につき一石四斗の和市⁵⁷で換算した米九八〇石と、本勘が担当する三〇貫目を同様の方法で換算した米四二〇石とを合計した米一四〇〇石に、従前よりの支給米二〇〇石を合算した総計高一六〇〇石を現米として支給することとなり、これに銀一六貫目余を加えたものを毎年の明倫館経費として經常することが決定した。また同時に、撫育方が提供する維持経費については、従来のような資銀の運用利銀からではなく、「御撫育方御開作地御所務之内を以、勘渡被仰付候」とあるように、諸開作地の収益から当てられることとなつた。翌安政二年一月十二日には、明倫館における年間経費の新規加増額が公示された。即ち、高三五〇〇石⁵⁸で、その「四つ成」の高一四〇〇石を、撫育方が九八〇石、本勘が四二〇石の配分で負担するというものであつた。ここに至り、明倫館の年間経費は、従前の経費を加えた高四〇〇〇石の「四つ成」、即ち高一六〇〇石で賄われることとなつた。これはまさに、創設時の八倍にもなる。撫育方からの資金投入によつて、明倫館の経済基盤は盤石に整えられたのである。

安政二年九月一日、長州藩は、「海防御手当」のために、「台場築造、砲術、諸器械、其外洋製便利之事柄⁵⁹」を研究する機関として西洋学所を発足させた。これは、明倫館の管轄下にある医学所好生館⁶⁰の附属機関としての設置であつたが、以後の安政期軍事改革を支える重要な柱となつていたことについては既に別稿⁶¹で明らかにした通りである。また、これと並行して、長州藩は、海防強化のために当面の急務である砲台築造、軍艦製造、鉄砲製造などを実践する必要から、長崎を中心

に、佐賀・薩摩・浦賀へと次々に伝習生を派遣した。特に、同年七月以降、長崎直伝習所へ入所し、オランダ人から直接に陸軍・海軍の伝習を受けた藩士等は、安政期軍事改革の断行に際して重要は推進力となった。⁶²⁾

將軍継嗣問題と日米修好通商条約の調印をめぐる政局が揺れる中で、安政五年五月二十七日、長州藩は、朝廷に忠節、幕府に信義、祖宗に孝道の藩は三大綱を決定し、八月の「藩政釐正決議事項」で、軍制改革、文武興隆、人材登用（下層家臣登用）、農村政策を示した。即ち、軍事改革は、最優先課題と認識されていたのである。これに呼応して、安政六年に入ると、八月二十三日、西洋学所は博習堂と改称し、好生館（改称、好生堂）から独立して、名実ともに藩の西洋兵学研究教育機関としての地位を確立した。ほぼ同時期の六月五日以降、修業を終えた長崎陸軍伝習生が中心となり、深野町馬場において西洋銃陣教練を行い、六月中には既に三四人が稽古に励んでいたことが確認できる。同年七月一日、西洋銃陣の修業について、江戸においては新銭座の江川太郎左衛門に、国元においては長崎直伝習生に師事して努めるよう藩令が下された。同年十二月二十八日には、「仕来之銃陣をは一先被差止、見合其外御用懸り之面々をも右御用被差除候⁶³⁾」との沙汰が下り、高島流を参考にしつつ従来の陣法に改良を試みていた神器陣は廃止となり、これに代わり西洋銃陣採用の方向が決定した。

こうした状況の下、陸軍においては、ハードウェアの充実が至急の課題となった。安政六年六月二十日、幕府は、諸大名・旗本・藩士に對して、開港地における洋式武器の自由購入を許可した。⁶⁴⁾ これにより、諸藩は、運上所役人の許可を得るだけで、武器の直接輸入が可能となった。更に、開港地に外国商人が商館を開いていたことは、武器の購

入に拍車をかけた。同年十月三日、幕府は、洋式小銃においては、長崎屋源右衛門の長崎本店で、または、彼の江戸鉄砲洲船松町の支店で購入することを命じた。⁶⁵⁾ 長州藩は、西洋銃陣教練に對応するため、安政六年には五〇〇挺のゲベル銃を購入している。⁶⁶⁾ 万延元年一月十五日付で、国元の藩政府が江戸の藩政府へ西洋銃教練の状況を報告したところによると、西洋銃陣の教練は、深野町馬場から明倫館内の練兵場に場所を移し、当日までに銃陣の稽古に志願したものは一九〇人程にのぼり、三田尻・山口・吉田の各宰判から教練指導者を増員するよう再々にわたって要請があったことなどがわかる。このように、洋銃の購入が至急の課題となる中で、長州藩は、同年二月十一日、長崎において新式（ドンドル式）ゲベル銃と属具を一〇〇挺購入している。⁶⁸⁾

また、江戸においても、新銭座江川塾への入門者が急増するとともに、藩主父子の儀仗総てをゲベル銃に改善すると約九〇挺を要することから、在勤諸士へ配布する洋銃は六〇〇挺余にのぼった。このため、江戸の用所役兼矢倉方頭人北条瀬兵衛は、安政六年十二月二十三日、横浜町五丁目の尼屋利兵衛方に止宿し、江戸三田一丁目の酒商小西喜兵衛を介して秘密裏に購入を試みた。二十五日には、横浜のオランダ七番商館のコーニングの下に一二挺のゲベル銃の在庫が確認できたが、「五百挺宛千挺も入用二付、右二而は不都合之旨申談候処、注文二候得は員数丈四ヶ月か長くも六ヶ月限二は無相違取寄可申、直段之義は、元方送り先より之請取書え五割増二而買呉候様申、尤尙挺二而日本壱分金拾両と申⁷¹⁾」とあるように、購入には時間がかかり、しかも高値であることがわかったため、二十八日、いったん藩邸に戻った。しかし、この動きは幕府の知るところとなり、長州藩公儀人小幡彦七

は、外国奉行溝口讃岐守直清から厳しい事情聴取を受けることとなった。万延元年（一八六〇）一月二十六日、江戸の藩政府は、幕府に書を致し、運上所役人の許可を得ず、しかも酒商を通じて購入を進めようとしたことについて陳謝した。同年二月十五日には、横浜でゲベール銃二〇〇挺と属具とを購入する旨を、正式に外国奉行溝口讃岐守直清へ申請した。しかし、「已之騒動に而、御役向混雑故、容易に運兼候」とあるように、三月三日の桜庭門外の変により幕府の事務が混乱し、許可を得るまでにかかりの時間を要す状況が待ち受けていた。このため、三月十一日、江戸の右筆周布政之助は、国元の蔵元兩人役宍戸九郎兵衛に書を送り、藩地で購入したゲベール銃五〇〇挺のうち一〇〇挺を江戸に輸送するよう要請した。しかし、三月二十日、周布政之助は、再び宍戸九郎兵衛に書を送り、江戸への洋銃輸送を中止する旨を伝えた。これは、次に見えるように、江戸での西洋銃陣修業に必要とするゲベール銃の挺数を調査したところ、五百挺でも不足であるため、同地において可能な限り購入の手を尽くすとの理由であった。

此度入込稽古入用之小銃、荒当り仕見候得は、五百挺に而は諸士中え之御引当も乏敷相見候付、最早申上候百挺は御送りには及不申候、爰元はいか様共心配仕候而、成丈小銃買取可申、其余不足之所は致方無之、差向異変有之候は、火縄筒相用可申候、洋銃二百挺買得之願、公込え差出置候へ共、屹度引当には成兼候付、此節も方々え手を廻し、三十挺四十挺程宛区々買入候。

三月二十五日、政之助は、重ねて九郎兵衛へ書を呈し、藩地からの洋銃輸送を依頼したことを詫びるとともに、横浜に洋銃を積載した外国船が数隻入港したため、自ら直接に貿易商人と交渉して購入の手筈を取ると報告した。

両三日前、横浜へ外国船三四艘入港、ミニイエ三百挺持渡候由、今日見本一挺取寄候処、至極宜敷出来に相見、直段は一挺に付四十五トルと申由に候へ共、先は三ヶ一位にねざる積りに而、百挺程買得之手段仕懸、外にケヘルも有之候由、旁に付、小銃之儀は何卒爰元に而心配可仕候間、先便申上候百挺之儀は、御差送には及不申候、実は余り苦痛之紛れ、其御地御差間は乍存、無理なる御相談申上候段、今更奉恐入候、趣次第明日夕方より私横浜へ罷越、外国人へ直右手合に而、成丈買得仕候半と相考居申候。

彼は、翌二十六日に横浜に向かい、二十八日には処理を済ませて江戸の藩邸に戻っている。書中には、ゲベール銃の購入とともに、ミニエ銃の購入についても意を示し、一挺四五ドルの正価を三分の一の五ドルに値切つて一〇〇挺ほど買いたいとしているが、それぞれの正確な購入挺数は不詳である。

一方、海軍においては、洋式海軍を創設するには、洋式艦船の保有は必要不可欠であった。ペリー来航後の嘉永六年九月十五日、幕府は、寛永以来の大船建造の禁令を解き、諸大名に大船の製造を推奨した。これを受けて、薩摩藩が安政元年四月に洋式木製帆船昇平丸を進水し、これと前後して水戸藩も同年一月二日に江戸石川島造船所で旭日丸の建造に着手した。しかし、この布達で、一斉に、諸藩による造船ラッシュが展開する程、事態は容易ではなかった。総合工業的な性格を呈する造船は、これまで木製の大型船で通ってきた日本にとつて、欧米との間に最も技術的な格差が生じた部門であったからである。長州藩は、西洋直伝の本格的洋式木造帆船へダ号の建造に従事した技術者を招聘して、安政三年に、丙辰丸を起工・完成させた。これが、幕府を除いて最初に藩単位で建造した本格的な洋式木製帆船君沢型である。

丙辰丸の製造費は、人件費金、材料費、裝飾費、建造用雜費、諸雜費に造船所建設費を合わせると、総工費金一〇〇両一歩一朱、同一四貫二五二匁二分五厘、銀二〇二貫五六四匁八分五厘七毛にのぼり、その前後に併せて製造された小型船二隻の総額は、一二貫二七五匁六分五厘八毛であった。⁷⁹⁾二隻目の洋式木製帆船庚申丸は、長崎直伝習生の帰藩を待つて、安政六年六月から本格的に建造が始まり、翌万延元年五月一日に進水に成功した。砲門を備えた庚申丸は、国産交易の実務には使用されず、海軍の練習艦に当てられることとなった。庚申丸の製造費については、史料の制約上、詳細を明らかにすることができないが、「丙辰丸に比して約五倍を要せしもの」と推定される。これ等は、いずれも本勘から支出されている。⁸¹⁾

三

さて、洋式帆船の保有とともに、蒸気船の購入に目が向けられたことは必然であった。しかし、これは、単に海軍の洋式化如何を決する問題に止まらない。当然のことながら、藩財政との関係で議論が起ることとなった。従来、長州藩の文久元年（一八六二）、二年の軍事的対応に関しては、主に、安政六年（一八五九）の開港に対する豪農商層の危機意識と、彼等による農兵稽古の開始に関心が寄せられ、藩自体の動向は等閑に付されたままであった。ここでは、藩が蒸気船の購入を決する過程を追うことで、この時期に表面化し難い藩の軍事的指向を見ていきたい。

安政六年五月二十七日、長州藩の洋式海軍創設の中心的役割を果た

した松島剛蔵は、庚申丸の建造を着手するに際して、「御軍艦御製造二取懸り居候所、一艘二而は御間二合兼、且当今は西洋各国二而も専ら蒸気船を主用仕候間、御物入莫太二御座候得共、何卒壹艘は御注文御取寄被為在度⁸²⁾」と述べ、蒸気船の購入も併せて考えるべきであると建言している。剛蔵をはじめとした長崎海軍直伝習生等は、その練習艦として機帆船を使用していたため、蒸気船の実用性も十分に認識することが可能であった。練習艦のスピン号（觀光丸）は三本帆柱外車式の木造機帆船（武装商船）で、ヤパン号（咸臨丸）は大砲一二門を装備した一〇〇馬力の内車式三本帆柱の木製機帆船（軍艦）であった。藩政府は、直ちに長崎開役笠原準之助に蒸気船購入のための調査を命じた。万延元年（一八六〇）八月十八日には、藩政府に次のような報告がもたらされた。

蒸気船御買入之儀二付、於長崎西洋人、其外地役人、并薩州筑州買入之次第承り合候所、銘々種々氣付節も有之候得共、縮所何国へ注文仕候共、委任候てハ間々姦曲之所行有之、公辺御注文之御船さへ十分之出来共申難く、就中時々長崎表二渡来、彼方より売払度申出候船ハ、多く古船之仕直シ物ニて、卒示二吟味を遂げ難候間、買得之主意候へハ、代銀或ハ代り品ニても貯置、商船数多渡来之内、我意二叶候分を達而所望致候て、孰レも商人之事故、売払候儀も可有之、左候へハ代価少々高く有之とも堅牢之船手二入可申哉之事（下略）⁸⁴⁾

クリミヤ戦争の集結とともに、旧型蒸気船から新型蒸気船へ転換をはかっていた欧米諸国は、諸藩の艦船需要の増大を格好の好機ととらえ、日本を中古蒸気船の販売市場と見込んでいた。準之助からの報告は、こうした状況を踏まえた適切な内容であり、購入に際して綿密な鑑定

を必要とすることが強調されている。更に、彼は、オランダに注文した場合の概算、薩摩藩・佐賀藩が蒸気船を購入した際の手続きなどを詳細に伝えるとともに、「肥後、越前、伊勢、土佐、会津杯にも蒸気船買得之意有之由、於長崎評判致候」と、諸藩の蒸気船購入に対する熱意を報じた。⁽⁸⁵⁾

併せて、この時期には、外国船が次々と領海内を航行、停泊し、これに対する警戒心や危機意識が高まったため、自ずと蒸気船の保有についても眼目に入ることとなった。即ち、同年七月二十一日、幕府の荷物の搬送と称したオランダ船一隻が赤間関を通航、同月二十七日には、長崎から江戸に向かう途中のイギリス船一隻が赤間関に停泊し、翌二十八日に停止を無視して乗員が上陸、九月五日には、アメリカ船一隻が赤間関に停泊して、乗員三〇人が神宮寺町から南部街道周辺を徘徊、更には、十二月三十一日、イギリス船一隻が赤間関に入り、石炭二万四二〇〇斤、菜油四斗、薪材二〇〇〇把を強引に求め、同地の陣屋目代新助を乗せたまま抜錨するなど、外国船の横暴が続いていた。⁽⁸⁶⁾翌文久元年に入ると、ロシア軍艦による対馬侵略の一連の動きの中で、二月一日、ロシア軍艦一隻が赤間関に来泊し、四日に石炭二万七〇〇斤を手に入れ、五日に退去、四月二十八日には、イギリス船二隻が豊浦郡竹の子島付近に、二十九日には、更に同国船二隻が大瀬戸口から龜山社外に来泊し、五月一日にも同国船一隻が長崎から来航して集結し、そのうちの四隻が十八日まで止まるなど、まさに「江戸之癸丑甲寅之頃同様」の人心騒然の状況となっていたのである。このような事態を受けて、同年四月二十九日、国元の藩首脳陣は、次のような上書案を作成し、当時、藩主敬親の湯治に随行し山口に着していた江戸の藩政府員等に意見を求めた。

本書申出之通、近来西洋諸国之軍艦商船等も、大概蒸気機二相改候様相聞へ、於本邦も薩州肥前等二ハ、追々蒸気船御買入相成、航海術相聞ケ候様相聞候付、於御国も折角大艦御製造をも被仰付候事二付、右に相添、蒸気船一艘御買入相成候は、運用之便利不大方儀二可有之候、尤御買入代料六七万両二も相当候二而、急速御繰出之差間も可有御座二付、近年之内御買入相成候様、御銀繰之吟味被仰付置、其内之儀は、公儀御軍艦之内一艘御借下ケ之儀、肥前様御例も有之由二而、江戸ニおるて被仰願御借用相成、運用方稽古等被仰付候而はいか、可有御座哉⁽⁸⁷⁾

即ち、これは、近年中に蒸気船の購入が必要であること、それに要する費用を捻出するまでの期間は、佐賀藩の例に倣い幕府所有の蒸気船を借用して充当することといった内容であった。同年五月十一日には、両議案について、藩主敬親の決裁が下った。幕府への蒸気船借用願いについては、六月一日に飛脚を発し江戸藩邸へ願書案文を送付するなど、素早い対応を取ったことを確認できるものの、⁽⁸⁸⁾その後の経過は不明である。蒸気船の購入については、費用捻出の見通しがたない限り、先に進むことは不可能であった。このため、用所役兼重謙蔵は、七月一日の御前会議で、撫育方頭人佐伯丹下・木原源右衛門と協議して「一半を藩庫より、一半を撫育局貯金より支出」と、⁽⁸⁹⁾撫育資銀の投入を提案した。七月中旬よりの数回の会議を経て、八月一日、蒸気船一隻の購入予算を六万両として、その半額の三万両を撫育方資銀から補充することが決定した。蒸気船の購入は、ついに撫育金を投じてまで実行に移す緊急の重要事項となっていたのである。八月十三日、北条源蔵と長嶺豊之助の二人に蒸気船の購入が命じられ、十四日には、「長サ式拾間内外二而、凡百馬力位之運用船御買入被仰付」と具体的な

指示が下され、「蒸気取扱之修業之第一として、常用之御便利ニ相叶御主意を以、精々堅美之良船相撰取極」めること、またその際には、「鉄製木製之善悪、蒸気圧力之強弱等ハ、現船へ当り、其向巧者之洋人等相談之上」で決定することなどが伝えられた。⁹⁶翌日の十五日、二人は藩地を出発して長崎に向かった。しかし、一方、この時期の長州藩は、直目付長井雅榮が提案した「航海遠略策」を藩の方針として、尊皇と開国を融合させるべく公武周旋に乗り出し、中央政局への進出をはかっていた最中であつたため、藩の支出は増大し、海軍の拡充を講じる余裕を失つていた。蒸気船購入の一件は調査の間といったん立ち消えとなり、源蔵は世子定広に随つて江戸へ向かった。

文久二年七月四日、幕府は、諸藩が艦船を自由に購入することを許可した。⁹⁷これにより、長崎や横浜では、建造後数年を経て減価償却を終えた中古の欧米蒸気船が殺到することとなつた。長州藩においては、七月六日に藩の方針を公武合体「航海遠略」から「奉勅攘夷」へと転換したことも大きく影響し、この時期再び、蒸気船の購入が藩議にのぼつている。既に別稿で述べたように、同年十一月十日、長州藩は、薩摩藩が購入を予定していた鉄製蒸気船ランスフィールド号（壬戌丸）を一二万ドルで手に入れることとなつた。同船は、九月に薩摩藩に売却される予定で横浜に回航されていたが、直前の生麦事件が原因で売却が見合わされていた。情報を手にした長州藩は、これを好機ととらえ、同船の販売を担当していたグラバー商会と折衝に及んだのである。当時のグラバー商会は分割払いを認めていなかったため、当初購入の道は閉ざされたかに見えた。しかし、世子の決断により、麻布穴蔵貯蔵金の一部を充てることとなつた。先にも述べたように、藩主の許可なく穴蔵金を支出することは禁じられていたが、世子の一存により、

藩主には事後承諾を得るという方法で、急を要する緊急の支出に対応したのである。更に、長州藩は、文久三年一月に、ジャーディン・マセソン商会横浜支店のガワーより、二万ドルで木造二本マスト帆船ラソリック号（癸亥丸）を購入した。⁹⁸

緊急の支出への対応を迫られていたという点に関しては、この時期の京都における状況も同様であつた。先の文久二年七月六日の藩論の転換は、京都藩邸における出費を増大させるとともに、会計事務を繁雑にさせた。このため、上京一件として財務の管理を行う必要が生じ、京都に別途一局を設置することとなつた。新規会計の発足に当たり当職手元役北条瀬兵衛、所帯方兼用所役穴戸九郎兵衛、撫育方頭人木原源右衛門等は、協議を重ね、その方途を決定した。その内容は、次に示す史料により簡潔に知ることができる。これは、同年十月十七日に京都藩邸に呼び出され意向を伝えられた大坂の御用達商加島屋（広岡）久右衛門の請書である。

今般就御用召上京仕候処、木原源右衛門様其外様御演説被仰渡候、御趣意は、当春已来、両殿様御上京、久々御滞留、右一件之御物入、尚於御国元も御武備御手当等莫大之御雜費にて、地方御所帯方御差詰に相成、御銀操被為絶御手段候得共、御撫育銀之儀、兼て御嚴重之規則有之、御仕法外之御出銀難相成、重き御規定有之候得共、御制外之思召を以、御撫育方金来亥年より来申年迄、往き十ヶ年之間、年々金一万両宛、大坂表へ被為御差登、御借銀御地方御一手捌にして御返済可被仰付候段、此程北条瀬兵衛様より御内談之趣奉承知、尚又此往き若急速御用銀等有之候節、御用欽仕間敷様被為仰付、当御時勢柄、諸家御一体之御銀談相富み、実に必至心配中には有之候得共、御家様之御儀は、年来格別之奉蒙御懇命儀に御座候得ば、何

卒忽中へも精々申談、差繰を以、御用歟不仕様、兼て相心得居候間、尚其節に御役々様へ御駆引可奉申上候間、此該宜敷御承知置被成下候様奉願上候、以上^⑧

即ち、これは、旧来から嵩んでいた負債は撫育資銀で皆済すること、その方法は翌文久三年から一〇年をかけて年間一万両ずつの返済とすること、急遽出費の必要が生じたときには速やかに新債に應じることというものであった。十一月には、「五ヶ年納出銀御請濟之分、当戌十二月納、月別六朱之利付」として銀一五〇〇貫目の貸し付けが決定し、久右衛門以下八人の大坂豪商が起債を分担している。また、文久三年四月には、朝廷への献納金のため、久右衛門に銀七〇〇貫目の起債が行われた^⑨。銀七〇〇貫目は金に換算すると一万両となることから、実際は撫育方からの旧債年間返済分一万両が充てられたに等しい。このことから、これ以降も旧債返済のためとの名目で撫育方から支出される一万両は、実際には京都での周旋費として使用されたものと推定できる。

四

文久三年（一八六三）五月十日の攘夷実行の日を期して、長州藩は、下関海峡においてアメリカ商船ペムブロック号を砲撃し、次いで二十三日にフランス軍艦キンシャン号を、二十六日にはオランダ軍艦メデユサ号を砲撃した。これに対して、アメリカとフランスが反撃に転じ、六月一日にアメリカ軍艦ワイオミング号、同月五日にはフランス軍艦セミラミス号とタンクレード号が下関に来襲し、報復攻撃が行われた。

六月一日の海戦で、壬戌丸と庚申丸は沈没し、癸亥丸は破損した。壬戌丸と庚申丸が撃破され沈没し、癸亥丸も破損した。元治元年（一八六四）八月五日には、イギリス・フランス・アメリカ・オランダの軍艦七隻からなる四国連合艦隊が、下関で本格的な報復攻撃を開始し、諸砲台を占領した。長州藩は、欧米列強の近代装備化した強力な軍事力を実感することとなった。他方、この間の国内情勢は、八月八日の政変、禁門の変、第一次長州征討など、長州藩を存亡の危機に追い込んでいた。同藩では、尊王攘夷派に替わって旧守派が政権を握り、藩論を恭順策に転換して危機を乗り切ろうとした。しかし、周知のように、高杉晋作の拳兵と諸隊の決起により藩内の情勢が激変し、旧守派から政権を奪取した新政権^⑩が成立した。新政権は、慶応元年（一八六五）三月二十三日に七カ条の宣言を行い、外に恭順、内に富国強兵、外国列強には和親（下関開港）などを内容とする「武備恭順」の藩是を打ち出した^⑪。以後、長州藩は、幕府の再征長に備えて、行政改革及び軍事改革を急ぎ進めていく。軍事改革のうち、軍隊の再編と用兵の徹底化などのソフトウエアの改革においては、別稿を参照されたい^⑫。ここでは、ハードウェア充実について、「購入」という形での実現化の過程を見ていくことにしたい。

長州藩は、慶応元年五月二十七日、村田蔵六に「右、御用所役被仰付、御軍制一途御用引除所勤被仰付候事」と命じ軍事改革に専念するよう指示するとともに、同月二十八日には、「兼て兵制之儀は西洋陣法採用申付置候通、速に二州一致之軍制相整度、一門其外隊制武器等急速遂詮議、当家之武威を不汚儀可為肝要候也」と、西洋軍制への転換を明確に示した。近代的軍事力を創出するためには、ミニエ銃を中心とした藩軍事力の近代装備整備が必要であった。銃身の内面が滑ら

かなゲベール銃（滑腔銃）に比べ、銃身の内面に螺旋状の線条を刻むミニエ銃（装条銃）は、命中精度と貫通力が著しく向上していた。ミニエ銃の「購入」如何が軍事改革を左右するといつても過言ではない。これより先、同年三月には大砲の購入のため二万両を撫育資銀から支出することになっていたが、急遽これを中止し、ミニエ銃の購入費に充てることとなった。これにより、大砲に代わって八〇〇挺のミニエ銃が注文され、一部購入が行われている。注文ルートも、大砲注文の際と同様に、長崎駐在のプロシア領事を通じてであったものと考えられる。同月二十六日、蔵六は、藩に西洋銃の購入により生じる支出の概算を示した。これを受けて、藩政府は、次に掲げる「表1」のように、西洋銃の購入数とその金額、支払いの出所を決定した。表からは、一八〇〇挺のミニエ銃の購入費三万二四〇〇両については、撫育方が二万九〇〇〇両を、本勘が三四〇〇両を支払い、一五〇〇挺のゲベール銃の購入費一万五〇〇〇両については本勘が担当するという計画を知ることができる。これに基づき、西洋銃の購入が本格的に進められることとなった。

しかし、長州藩は最大の困難に直面する。既に、攘夷の実行としてアメリカ・フランス・オランダの船舶を攻撃した長州藩は、「交戦団体」であるとして建前上これ等三カ国との武器売買は成立しなくなっていたのである。先の表に見られるミニエ銃の「新注文」の一〇〇〇挺についても、「小銃之一条、不測之儀出来、幕吏之奸計実可惡之至御座候」とあるように、購入が困難な状況にあった。打開策として、同藩は、密貿易のルートによる武器の購入を試みた。いわゆるフイーパン号事件である。これは幕府を巻き込む外交問題に発展し、イギリスを加えた四カ国は、同藩への武器密売の取り締まり強化を支持することとな

表1 西洋銃購入概算

| 見積額 | 分担 | 内 訳 | 支 出 概 算 |
|---------|-----|----------------------------------------------|-----------------|
| 20,000両 | 撫育方 | ミニエ銃500挺 (挺別18両) 「大砲振替相成、同国(李漏生)へ注文相成り候分」 | 9,000両 |
| | | ミニエ銃300挺 (挺別18両) 「注文を以、先達て御買入相成候分」 | 5,400両 |
| | | ミニエ銃500挺 (挺別18両) 「此度新注文」1,000挺のうちの500挺分 | 9,000両 |
| | | 小 計 | 23,400両 -3,400両 |
| 10,000両 | 撫育方 | ミニエ銃500挺 (挺別18両) 「此度新注文」1,000挺のうちの500挺分 | 9,000両 |
| 15,000両 | 本 勘 | ※ゲベール銃 500挺 (挺別7両) ミニエ銃へ「振替」 | 3,500両 ← |
| | | ゲベール銃1,500挺 (挺別7両) | 10,500両 |
| | | 小 計 | 14,000両 |

注：「修訂・防長回天史」1116頁より作成。

った。^⑩この時期の長州藩は、外国からの武器購入の道を閉ざされたに等しかった。ここにおいて、禁門の変で敵対した薩摩藩への接近という方向が模索される。これ等の状況については、同年七月十三付で桂小五郎が山口の藩政府に宛てた書により知ることができるので、少し長くなるが後掲してみたい。

(上略) 逐々外国船に相頼置候ミネー等、甚ふきまり千万に付、先日幸便有之、早速に崎陽方ラバと申夷人の方に懸合、有無相尋候処、一昨日返答有之、幕よりも英国女王へも深く相頼越候趣も有之、定て將軍より直書も参り候歟之趣に相聞、必竟長州之妨をなし候事が第一主意にて、兎も角も幕は条約之國に付、如何とも難致、依て於長州、此後武器を相求候手段決て無之、ガラバどもにおゐても気の毒之至りに候へども致し方無之、右に付、外国商船へも余程厳令を出し、自然武器等を馬関にもたらし候ものは、船をとり上げ其人を罰し候趣及布告候由、乍去其余之品物にて日本船にて積越候ても不苦ものに御座候得ば、いか様とも御世話可仕段申越候、於于此方ラバ之一氣付に、長州公之御船にて上海辺へ参り、御買得に相成候事は不苦、自然蒸氣船等にも無之候事に御座候はゞ、上海へ一兩人微行候て蒸氣船を御買得可被成、其節右船に御誂丈け之小銃を竊に積込候て御渡し申候儀は、いか様とも尽力可致との事にて、誠にガラバは於此事は余程心痛之趣に被相察申候、然処不容易企其外云々も、壬戌丸一件且武器一条等之事より相起り候事にて、微行論も餘り公然となり過候ては、此節柄之事に付、又俗耳を驚し申候事も可有御座、然しか様密々に微行仕候とも、終には露発致し候事は必然にて、必竟其とて袖手に居候時は、一挺之小銃も相整候目途無之、微行論も背にはらはかえられぬ訳にも御座候得共、是は行詰候処に

て無掇策に付、最初より施し申候もいかゞ哉と存居申候、然処兼て薩へ内々手を付け置候事も有之、少々は趣之相分り候辺も有之候付、独断にて明日より聞多、春輔兩人を崎陽に差遣し申し候、其都合九州辺周旋仕、千慮万考相尽し候上、終に手段無之時は微行之外、策有之間敷と奉存候、かく申上候は甚奉恐入候得共、兎角愚考申上とも十の九は思召とも相逆ひ不堪恐慎訳にて、此度一条も推て取計らひ候次第多罪、何とも難奉謝儀に御座候得共、此期に臨み候上は、銃丈けなりとも取込置候はゞ、又一益と存込、右之次第に及び候事に御座候間、他日御厳罰之処はいか様被仰付候とも不苦候間、左様御承知被成遺候様奉願候 (下略)^⑪

書中の「薩へ内々手を付け置候事」は、その後、「薩州買入之名前を以周旋致呉候との事に相決」する。以後、長州藩は、薩摩藩の名義を借りて、次々と西洋銃艦の購入を実現化させていくのである。同年七月二十七日には、井上聞多と伊藤俊輔は、山口の藩政府に宛てて、ミニエ銃四三〇〇挺、七四四〇〇両(挺別一八両)、ゲベル銃三〇〇〇挺、一五〇〇両(挺別五両)、建造後七年程度の木製蒸氣船(長さ、約二十四五間)、三九〇〇〇両購入の概算報告を行つてゐる。^⑫

ここで、この間の蒸氣船の購入の動きに関しては、海軍局が強い反発を見せたことに触れておきたい。既に、海軍局は、再三にわたり軍艦の購入を藩政府に願ひ出していたが、「当今多端之御費用有之儀に付、御許容不被為遂無余儀差控居候」という状況であつたため、見合わせざるを得ない状態にあつた。このような中で、桂小五郎・井上聞多・伊藤俊輔等の「他向より夷艦御買入之御窺等相済候」ことは、「兼て被差置候海軍之者共、一円不承知、実に驚愕之至」となつた。海軍局は、「如何之次第御座候哉、後來之心得も有之儀に付、篤と被遂御詮議御沙

汰可被下候」と、怒りを露わにして藩政府に質問書を提出した⁽¹⁴⁾。これに対する藩政府からの回答は、艦船の購入を進めるとも中止するとも実に曖昧な言で逃れているが、いずれにしても「後來迎も御繰合相整ひ、御買入をも被仰付候節は、何分之趣海軍局へも沙汰可被仰付候事」と、海軍局の感情を刺激しないように努めることに必死になつていたことがわかる。

間もなく、同年八月三日には、次に示すような藩政府の議案について藩主の許可が下りた。

(前略) 当春、右壬戌丸をも沈没せしめ、今日の至り候ては蒸気船無之、猶更海軍も名のみにて徒器と均く、只々學術修業迄之雛形同様に付、蒸気船御買入之事、局中よりも願出候得共、御繰出御難渋と申筋にて、被差留置嘆敷事に御座候、(中略) 両三年之後、幕府其外海軍興張は必然に可有之、其の節御手後相成り候ては自然兵威を以て壓倒せられ、土地之利潤も外より可被制様成り行可申哉に付、即今断然被着御手可然哉と詮議仕候、就ては蒸気商船一艘凡長二十間位、堅剛にて価五万両余現金払切御買入れ、同艦二艘凡同断海軍局に於て取調図面を以可伺御注文被仰付度、左候得ば商船にても御手に入次第、時に望では、庚申、癸亥、丙辰三船を組合仮成、海軍之御備立も可相調、無事之節は、御国産為交易対馬州北国等へ致運用候得ば、又富国之御手段も可有之、今日より暫時被着御手候得ば、終に海軍大成之期も可有之御事かと奉存候、右御買入之儀、勿論莫大之御金にて、於御本勘御繰巻は決して不相調、孰れの道、御撫育方御本勘申合、御要用金之内十五万両御引当之外、何共御手段有之間敷、右御撫育金は英雲公御創建以來、御代々様深き思召も有之、容易に御遣払難被仰付御事に候処(下略)⁽¹⁵⁾

これは、蒸気商船一隻は、井上聞多・伊藤俊輔が斡旋するものを現金で購入し、蒸気軍艦二隻については、海軍局の調査の上で注文すること、その際の費用については、撫育方が管理を行つていた御要用金(御手置銀)の中から一五万両を支出することなどを内容としている。加えて、この等の判断の背景には、次のような点に考慮が払われていたことも重要である。海軍は、三隻の帆船と一隻の蒸気船を所有していたものの、蒸気船を失つたことにより「海軍も名のみ」という状態となり、陸軍の兵制改革に比べ相当な遅れを取つてゐること、また、幕府や薩摩藩をはじめとする諸藩が次々に西洋艦を注文し、海軍の拡張をはかつてゐるため、このまま放置しておくとも海軍力の差が広がり手遅れとなること、更には、艦船の購入は、国産交易の実務にも転用でき、富国策の手段となることなどである。

同年八月二十六日には、井上聞多が薩摩藩船蜘蛛丸でミニ工銃四〇〇挺を三田尻に運搬し、伊藤俊輔が購入計画中の木製蒸気船ユニオン号(乙丑丸)を下関に回航した。ユニオン号はボイラーの点検・交換のため横浜へ回送することになつていたが、海軍局員の検査を受けるため、いったん下関に寄港したのである。これは、「折角、海軍局御創建相成居候故(傍書に、「以下は御含置可被下候」)、疎外之体無之様⁽¹⁶⁾」との配慮によるものであったことは容易に推測されよう。ゲベル銃二〇〇挺については、二同にては見目いか、敷に付、近々別船にて送⁽¹⁷⁾られることとなつた。翌慶応二年に入ると、前年八月三日の決定に従つて、二月二十一日に、鉄製蒸気船オテント号(丙寅丸)一隻が長崎で購入された。高杉晋作の労によるものである。これには、撫育資銀三万九二〇五両二歩が投入されている⁽¹⁸⁾。七月には蒸気船パロナ号が購入され、同月二十七日には第二丙寅丸と名付けられている。

このように、慶応元年と二年の二年間で、撫育資銀と御手置銀を合わせて、少なくとも一五万二〇五両二歩が投入されていたことがわかる。拡張する軍備費をどのように捻出するか、撫育方にとってこれは深刻な問題であった。打開策の一つとして、慶応元年十月八日に、下関越荷方の権限が大幅に拡大された。下関越荷方は、「営利を専らとして藩外通商の事務を担当」⁽¹⁰⁾することとなったのである。即ち、次に述べる撫育局を中心とした大規模な事業実施計画に基づき、原料の購入と製品販売の市場獲得のため、下関を中心とした一切の交易の権限をこの越荷方が有することとなったのである。同年十一月には、この越荷方の事業は、藩主の御手元金により展開されることとなり、本勘の会計から切り離された。併せて、「越荷方の得る所の利益一切、海軍費に充つる」⁽¹¹⁾ことが決定し、併せて桂小五郎、高杉晋作等が越荷方頭取を兼任することとなった。打開策の二つ目としては、撫育方による事業拡大計画であった⁽¹²⁾。同月、撫育方は、これまで藩の専売制に重要な位置を占めていた製蠟事業を機軸にして、各種産業の増産計画を立てた。藩主敬親に提出された計画によると、三〇年を一期として、まず、佐波・吉敷両郡の境に当たる鯖山の谷間に、一局五〇搾木からなる製蠟局を二〇局建設すること、その完成による収益で、同地に白蠟製造所と蠟燭製造所を更に三局ずつ設けること、これに続いて、製紙・製油・製鉄・造船・織工・染工などの各局を建設し、撫育方において経営を行うことというものであった。同月八日には、このうち、織工と染工の二局は当面急を要しない産業であり、製紙は古来から民間で習熟した方法が確立されており早急に改良する必然性がないため、差し当り製蠟・製油・製鉄・造船の四局を目標として着手することが決定された。次に示す【表2】は、第一期の製蠟局（二〇局）の建設

と民営化の計画である。これは、二九年にわたる壮大な計画であった。三〇年目以後については、一搾木に付き二〇両の営業税を課し、二〇局分一〇〇〇搾木で二万両の収入を見込み、更に、民間に貸し付け中の櫛の実仕入金の利子四万八〇〇〇両を加えると、毎年六万八〇〇〇両の収益となると計画していた。また、製油局以下の建設については、(a)~(d)の藩直営の四局を民間に売却すると、工場機械の設備費一万二〇〇〇両と、櫛の実仕入金の二〇万両が浮くため、これを割り当てることとした。この計画は、直ちに実行に移され、慶応二年二月には、鯖山に製蠟局が開設され、「相当の成果を挙げた」⁽¹³⁾ものの、明治四年（二八七二）の廃藩置県により、中止されたといわれる。

表2 撫育局第1期事業計画

| 年度 | 計 画 と 収 益 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 製蠟局1局 ^(a) 建設 (50搾木) ←工場機械の設備費3,000両 ←櫥の実仕入金50,000両 純益2割として10,000両 |
| 2 | 製蠟局1局 ^(b) 増設 (50搾木) =工場機械の設備費3,000両 (初年度の純利益より) ←櫥の実仕入金50,000両 収益累計18,400両 |
| 3 | 収益累計32,080両 |
| 4 | 収益累計48,496両 |
| 5 | 製蠟局1局 ^(c) 増設 (50搾木) =工場機械の設備費3,000両 (4年度の純利益より) ←櫥の実仕入金50,000両 収益累計64,595両 |
| 6 | 収益累計87,514両 |
| 7 | 製蠟局1局 ^(d) 増設 (50搾木) =工場機械の設備費3,000両 (6年度の純利益より) ←櫥の実仕入金50,000両 |
| 8 | 収益 累計143,899両 |
| 9 | 収益累計184,878両 |
| 10 | 収益累計約230,000両 ※200,000両：4局(a)+(b)+(c)+(d)の櫥の実仕入金を回収 ※ 30,000両：民間製蠟局の櫥の実仕入金の補助に当てる 製蠟局1局 ^(e) 増設 (50搾木) ←(a)を初年度原価 (53,000両) で町人に譲渡、その代金 |
| 11 | 4局 (a+b+c+d) からの収益40,000両 ※30,000両を町人に補助→製蠟局1局を民営に移譲、その代金 製蠟局1局増設 (50搾木) ← |
| 25 | 製蠟局20局目完成 (藩営4, 民営16)、 |
| 29 | 製蠟局20局の民営化完了 |

注：三坂圭治「萩藩の財政と撫育制度」155～156頁より作成。

結語にかえて

以上、幕末期軍事改革の中で撫育方資銀が投入される軌跡を、天保期、弘化・嘉永期、安政・万延期、文久期、慶応期の各期において、忠実に辿ってみた。最後に、これを通観しつつ、若干のまとめをしておきたい。

撫育資銀投入の最大の契機は、ペリーの来航後、幕命により担当した相州警備の経費捻出のためであった。相次ぐ風水害で逼迫した当時の藩財政にとつて、多額の警備費の支出は容易でなく、しかも、即時の支出は不可能であった。このため、撫育資銀の拠出は余儀無いことであつた。加えて、相州警備という現実の外圧への対応の中で、人材育成の重要性が明確に認識されたことは注目されよう。藩財政が逼迫する中で、新明倫館の維持経費は、削減されるばかりか拡大方向に検討された。既に、嘉永二年の新明倫館の開設に当たり、維持経費の拡大のため撫育資銀の支出が始められていたが、相州警備を契機に、その更なる拡充と安定的供給方法が模索されていくのである。新明倫館の維持経費は、創設時の八倍に拡張し、しかも、その七〇％を撫育方の資金（米）で支えることとなつた。

安政五、六年の改革は、軍事改革を最優先課題とし、西洋銃陣の採用を決定した。これに伴い、万延元年にかけて、国元と江戸の双方で、ゲベル銃の購入を懸命に進めるが、他藩でも需要が高まっていたこともあり、二五〇〇挺前後が精々であつた。また、これと並行して、二隻目の洋式木製帆船の建造が行われた。これ等については、管見の限り、撫育資銀が投入された形跡はない。おそらく、軍事改革実行の前提と位置付けられ、本勘から優先費目として扱われていたものと思

われる。

文久期に入ると、蒸気船の購入が本格的に進められた。蒸気船の購入については、既に安政期から藩議にのぼっていたが、購入に多額の費用を要することが障害になり、立ち消えとなっていた。しかし、万延元年から文久元年にかけて、諸外国の蒸気船が領海内を航行、停泊したことにより、これに対する警戒心や危機意識が急速に高まり、蒸気船の保有に関しても議論が進展する。当初は、蒸気船の購入費用を捻出するまで、幕府所有の蒸気船を借用するという方針を立てていたが、不調となつたため、ついに撫育資銀投入に関する検討が始まつた。御前会議での議論の末、蒸気船購入費の五〇％を撫育資銀で負担することが決定した。一方この時期は、「航海遠略策」の下、中央政局への進出をはかる最中であつたため、藩の支出自体が急増し、蒸気船の購入はいったん棚上げとなつた。文久二年に藩の方針が「奉勅攘夷」に転換すると、蒸気船の購入が再び俎上に載る。ここにおいては、機を逸しないことが最大の課題となつた。出物の蒸気船の情報が入ると、直ちに、世子の一存で麻布穴蔵貯蔵金を支出して購入を急いでいる。

慶応期に入ると、幕府の再征長に備え、ミニエ銃を中心とした藩軍事力の近代装備化が必至となつた。ミニエ銃は、ゲベル銃と比べると、性能の高さはさることながら、その価格も二・五倍以上と高いものであつた。そのため、購入に際しては、当初から、撫育資銀での支出が念頭に置かれていた。また、蒸気船の購入についても、三隻分の予算として、御手置銀からの一五万両の支出を認めていた。慶応元年と二年の二年間で、撫育資銀と御手置銀を合わせると、少なくとも一五万二〇五両が実際に軍備拡充費として充てられていたことが確認される。藩の存亡をかけた戦いに、撫育方の管理資銀が、惜しみなく集中

的に投入されていたのである。

撫育資銀は、別途会計であったことから、柔軟且つ即時の対応が可能であった。そのため、これは、史料上に、一見、点として現れる。この点と点を時系列で丹念に明らかにし、それを線で結んだとき、当該期の軍事改革の性格がこのように鮮明に見えてくるのである。しかし、撫育資銀の性格を最大限に考慮に入れたとしても、こうした当該期の軍事改革に関連する、いわばデジタル的な史料を、アナログ的にとらえ直し再解釈するという方法は、当然のことながら限界がある。当該期の軍事改革の経済的基盤については藩財政全体の中で更に探る必要がある。この点については、今後、逐次、明らかにしていきたい。

註

- (1) 長州藩の幕末・維新期の研究史については、田中彰「明治維新と奇兵隊―その研究史と問題点―」（『山口県地方史研究』四二、一九七九年）、岸本覚「幕末・維新期の長州藩政治史研究の現状と課題」（『明治維新史学会報』二二、一九九二年）、三宅紹宣「明治維新史研究の成果と課題」（同「幕末・維新期長州藩の政治構造」校倉書房、一九九三年、序章所収）、青山忠正「明治維新の歴史史」（同「明治維新と国家形成」吉川弘文館、二〇〇〇年、一一―所収）、渡辺尚志「萩藩幕末維新期村落史研究の現状と課題」（同編「幕末維新期萩藩村落社会の変動」岩田書院、二〇〇二年、序章第一節所収）、池田利彦「長州藩に関する維新史研究の概要と現状」（『山口県地方史研究』八七、二〇〇二年）などが整理を行っているので、参照されたい。
- (2) 近年、藩の呼称については、居城の地名を付すことが通念化しつつある。従って、毛利氏の場合も、萩藩の呼称が相当である。しかし、幕末においては、対外的危機意識の高まりの中で行われた海岸防備体制の強化、攘夷に備えた海岸警備体制の整備、再征長に對抗するための防衛体制の準備などは、いずれも

挙藩総動員体制の下で進んでいく。このため、本稿では、長州藩という、萩藩と四支藩を総称する名称を主に使用した。

(3) 拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」（思文閣出版、一九九八年）。

(4) 近年、上田純子氏が、封建的軍事力の改革・変容過程を明らかにするため、幕末期家臣団諸家軍事力における農兵の役割と身分規定に言及し、精力的に検討を進めている（上田純子「幕末期秋藩における給領取立農民―寄組浦を事例として―」（京都女子大学「史窓」五八、二〇〇一年）。

(5) 撫育方については、三坂圭治「萩藩の財政と撫育制度」（初版一九四四年、本稿は、マツノ書店、一九七七年改訂版を使用）、小川国治「転換期長州藩の研究」（思文閣出版、一九九六年）、同「毛利重就」（人物叢書新装版、吉川弘文館、二〇〇三年一月刊行予定）、田中誠二「近世の検地と年貢」（塙書房、一九九六年）、同「萩藩後期の藩財政」（『山口大学文学会志』四九、一九九九年）などを参考にした。

(6) 本勘とは、藩の通常の本部会計（勘定）を意味する。

(7) この他に、諸郡御用心米の運用米銀、家臣の非公務に課す倍役銀、家臣の犯罪などによる没収石と末期養子などによる減石分、旅役出米の割増分なども財源とした。

(8) 越荷方は、宝暦改革で創設された撫育方に属し、撫育資金の貸し付けを受けて商業的利殖を上げることが目的とした機関である。業務内容は、積荷の売捌きを望む他国廻船に対して、倉庫（蔵）を貸して積荷を陸揚げさせ、商談が成立するまで積荷を質物として銀を貸しつけて利息を得たり、倉庫（蔵敷）料を徴収するというものであった。これは、瀬戸内海の西の入り口を擁す長州藩の有利な地理的条件を活用したものであり、先の瀬戸崎をはじめとして、伊崎・中関・室積、更には、丸尾崎・上関などで機能した。天保改革の推進者であった村田清風は、改革の一環として、修補制度の見直しを打ち出した。根底には、これまで藩の諸役所が行ってきた修補米銀の運用方法、つまり、士卒や民に救済資金を貸し付け、その利息によって財政を賄う方法は、結果的に、「弟の物をとりて兄にあたえ候道理」（『村田清風全集』上巻、一七五頁）で悪循環を招

- くばかりであり、藩全体としては利益がないため、藩外から積極的に利益を得て藩内の富国をはかるという認識があった。これは、天保十一年十一月、赤間関の伊崎における越荷方（下関越荷方）の拡張・整備という方法で実行に移された。
- (9) 御宝蔵は、寛文二年（二六六二年）には存在が確認される（『御仕置き銀蔵納ノ目録』、『毛利十一代史』一冊）。
- (10) 穴井綾香「萩藩撫育方の研究」（『瀬戸内海地域史研究』九輯、文献出版、二〇〇二年）
- (11) 拙稿「村田清風の洋字観―幕末期長州藩藩政改革との関連で―」（『史学研究』一九一、一九九一年）。これは、修正・加筆の後、前掲拙著『幕末期長州藩洋学史の研究』の第一編第一章に収録している。
- (12) 三宅紹宣氏は、長州藩維新史との関連で外圧や海防に関わる諸階層の対外認識について検討を行う際に、天保期の村田清風について、彼の海防論と羽賀台大操練の実施過程に注目して早くから検討を行っていたが（三宅「幕末・維新时期における諸階層の対外認識―長州藩を中心として―」、『歴史学研究』五九九、一九八九年、同「幕末・維新时期長州藩の政治構造―校倉書房、一九九三年、補論二に収録）、更に、同「近世後期長州藩の対外防備―アヘン戦争情報と羽賀台大操練を中心として―」（平成九〇―一一年度科学研究費補助金（基盤研究B―II）研究成果報告書「中国地域」を中心とする東アジア社会の交流に基づく史的特質の形成とその展開（研究代表者／岸田裕之））の中で、詳細な分析を加えている。
- (13) 岸本覚「村田清風と萩藩軍事改革―『御家兵法』と『異船防禦』―」（『佛教学総合研究所紀要』七、二〇〇〇年）。
- (14) 宗像阿紀「天保十四年羽賀台大操練の分析―幕末軍制改革の前提として―」（『瀬戸内海地域史研究』四輯、二〇〇二年）。
- (15) 村田清風「御講武事上書」（山口県文書館所蔵）。本史料は、山口県教育会編刊『村田清風全集』上巻（一九六一年）に「御講武一件上書」として所収されている。なお、本文の引用箇所は、『村田清風全集』上巻、二〇八頁に該当する。
- 以下、『全集』と略称。
- (16) 岸本覚氏は、村田清風が上申した「御講武事上書」について、長州藩天保期の軍事改革の意見書として位置付けるよりも、むしろ清風を中心に「文化・文政期から模索されてきた萩藩軍事改革の基本理念を集大成したもの」ととらえるべきであることを強調している（前掲岸本「村田清風と萩藩軍事改革―『御家兵法』と『異船防禦』―」二三頁）。
- (17) 神器陣は、天山流を基本（「水軍并神器陣一件文書」、『全集』下巻、六五九頁）とし、「車台大砲を乗、拾文目筒三十左右之羽翼となし、其跡え刀槍之殺手隊凡百人計も組合一隊となし、大砲小銃矢継早ニ込替々打立、手負死人色めく敵え黒煙之下より刀槍を以なく立」という戦闘法をとる「攻城野戦海寇防禦之妙用」であった（村田清風「御講武事上書」、『全集』上巻、二〇五頁）。即ち、射撃を基本とする従来の和流の砲術と比べると、周発台と呼ばれる砲架を備えた大砲を中心に銃隊を編成する画期的な和流の戦闘術である。
- (18) 村田清風「卯歳於江戸御国御手当之事草案」（『全集』上巻、二六五頁）。「手当」とは、準備を意味する。長州藩では、「長崎手当」、「城下手当」、「北浦手当」の三種類の手当を柱として異国船などの防備が進められた。また、御手当方とは、文化・文政期に、「萩城下其外、防寇準備ヲ功究スル」（時山弥八「増補・訂正・もりのしげり」聴雪敵院生顕彰会、赤間関書房、一九六九年復刻）ことを目的に設置された役職である。天保期に、羽賀台大操練を契機として、藩主の直屬に御手当総奉行が置かれると、御手当方はその管轄下に入った。嘉永期に海防部署と兵備の詳細が定められた際には、御手当総奉行は廃止され、御手当方は国元及び江戸の藩政府（「国相府」と「行相府」）の管轄下に置かれることとなった。
- (19) 村田清風「御講武事上書」、『全集』上巻、二〇四頁。
- (20) 村田清風「御講武事上書」、『全集』上巻、二〇五頁。
- (21) 「講武秘策」（山口県文書館所蔵）。
- (22) この間と、この前後の経緯の詳細については、拙稿「幕府と諸藩の洋学研究」（洋学史学会「江戸時代の日本とオランダ（日蘭交流四〇〇年記念シンポジウ

- △報告」、二〇〇二年)、拙稿「幕末期幕府と諸藩の洋学振興政策―軍事科学的洋学の受容・展開過程を中心に―」(『福岡教育大学紀要』五、二〇〇二年)を参照されたい。
- (23) 前掲三宅「近世後期長州藩の対外防備―アヘン戦争情報と羽賀台大操練を中心として―」一三〇―一四頁。
- (24) 「高嶋流砲術稽古一件文書」(『全集』下巻、六六七頁)。
- (25) 「高嶋流砲術稽古一件文書」(『全集』下巻、六六八頁)。
- (26) 「水戸藩史料」別記下(吉川弘文館、一九七〇年)、九四頁。
- (27) 村田清風「発端伺書」(『講武秘策』所収)。
- (28) 「銃陣の事は其要、隊伍の編制と進退動作の変化とに關するを以て、苟も習練其宜しきを得ば、其術は達すること難からず、宜しく急に銃陣を編制して、以て国家の用に供すべし」(末松謙澄「修訂・防長回天史」、柏書房、一九八〇年、八一頁)。
- (29) この点について、三宅氏は、「羽賀台大操練によって、かえつて西洋銃陣化が遅れる結果となった」(前掲三宅「近世後期長州藩の対外防備―アヘン戦争情報と羽賀台大操練を中心として―」一八九頁)とも述べている。
- (30) 前掲三宅「近世後期長州藩の対外防備―アヘン戦争情報と羽賀台大操練を中心として―」一九〇―二〇頁。
- (31) 前掲宗像「天保十四年羽賀台大操練の分析―幕末軍制改革の前提として―」二八一頁。
- (32) 「時間的制約」とは、実は表面的な理由である。即ち、西洋銃陣を導入し、軍事組織を改編することは、封建的軍役体系の解体に繋がり、藩の崩壊をも意味する。従つて、容易に事が運ばないのは、当然の成り行きといえよう。
- (33) 「異賊防禦御手当一事」・「長門国萩城並海岸異賊防禦備手配」・「長門国周防国海岸異賊防禦備手配」(山口県文書館所蔵)、「修訂・防長回天史」八三―八七頁など。なお、長州藩における幕末期海岸防備の軍事的体制、兵備の実態などの分析については、別稿を準備しているため詳細はこれに譲りたい。
- (34) 「修訂・防長回天史」八四―八五頁。
- (35) 「流弊改正意見」(天保十一年)、「辛丑改制建議下」(天保十二年)、「海寇防禦野論」(弘化四年)、「病翁宇波言」(嘉永五年)など。
- (36) 「修訂・防長回天史」六六頁。
- (37) 小川国治/小川亜弥子共著「山口県の教育史」(思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (38) 前掲拙稿「村田清風の洋学観―幕末期長州藩藩政改革との関連で―」、前掲拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」第一編第一章。
- (39) 明倫館経費の内訳は、明倫館役人の役料、儒者・諸武芸師匠などの役料、諸生の賄料、諸稽古道具関連費、学館の維持経費などであった。
- (40) 「遺塵集」・「明倫館御書付類控」(山口県文書館所蔵)。
- (41) 「明倫館御書付類控」(同前)。
- (42) 「高杉丹治編輯日記」(山口県文書館所蔵)。
- (43) (45) (46) 「明倫館御再建沙汰控」(山口県文書館所蔵)。
- (44) (56) (58) 「部寄」・「両公伝史料」一四五―一四六一(山口県文書館所蔵)。
- (47) 「修訂・防長回天史」七〇頁。
- (48) 「大日本古文書、幕末外国関係文書」一、一五四頁。
- (49) 「大日本古文書、幕末外国関係文書」三、二五〇頁。
- (50) 長州藩の武州大森警備・相州警備に關しては、その実態解明と共に、同藩の以後の軍備体制に与えた影響を検討してみたい。これ等については、別稿で明らかにする予定である。
- (51) 「修訂・防長回天史」二二一―二二三頁。
- (52) (54) 「修訂・防長回天史」二二三頁。
- (53) 前掲三坂「萩藩の財政と撫育制度」一八九頁。
- (55) 「御仕組一件沙汰控」(山口県文書館所蔵)。
- (57) 和市とは相場を意味する。
- (59) 「好生堂沙汰控」(山口県文書館所蔵)。
- (60) 医学所は、嘉永二年の新明倫館の再建の際には、構内の馬場沿の西の端に設けられ済生堂と称していたが、寮舎増築の必要から、翌嘉永三年に南苑内へ移転し、好生館と改称した。

- (61) 拙稿「長州藩の西洋兵学教育―博習堂の教育を中心として―」(『教育学研究紀要』三六一、一九九一年)、拙稿「幕末期長州藩の洋学と博習堂」(『実学史研究』Ⅷ、思文閣出版、一九九二年)、前掲拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」第一編第三章。
- (62) 拙稿「長州藩安政期軍制改革と洋学」(『瀬戸内海地域史研究』四輯、文献出版、一九九二年)、同「幕末期長州藩の洋学と海軍創設―長崎直伝習生の動向を中心として―」(有元正雄先生退官記念論文集刊行会編「近世近代の社会と民衆」清文堂出版、一九九三年)、前掲拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」第一編第二章、第五章。
- (63) 「明倫館沙汰控」(山口県文書館所蔵)。
- (64) 「維新史料綱要」三、一八四頁、「修訂・防長回天史」二一九頁。
- (65) 「維新史料綱要」三、二二三頁、「修訂・防長回天史」二一九頁。
- (66) 周布公平監修「周布政之助伝」上巻(東京大学出版会、一九七七年)五五九頁。
- (67) 「西洋銃陣御改革一件」(山口県文書館所蔵)。
- (68) 「両公伝史料」一五九一(山口県文書館所蔵)。
- (69) 儀仗とは、儀式の際に用いる兵仗、儀式用の武器のこと。
- (70) 矢倉方頭人は、江戸藩邸内の出納及び諸工事に必要な資材などを管理する役職である。
- (71) 「部寄」・「艦船一件」一(山口県文書館所蔵)。
- (72) 「周布政之助伝」上巻、五五九頁。
- (73) 右筆とは、政務座役とも称す。機密文書のやり取りや、政務に関する任免の辞令文書を扱う役職で、行相府(江戸方)に属す。次第に、役職の任免そのものに関与し、また、諸士の賞罰の判断及び疑義に携わりするなど重職となった。
- (74) 蔵元両人役は、藩の経費のうち物品の購入、土木工事などの会計事務を取り行う役職である。
- (75) 「周布政之助伝」上巻、五六〇頁。
- (76) 「周布政之助伝」上巻、五六一頁。
- (77) 拙稿「長州藩の洋式軍艦建造」(有坂隆道・浅井允晶編「論集・日本の洋学」Ⅲ、清文堂出版、一九九五年)、前掲拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」補論。
- (78) 「丙辰丸製造費一件」(山口県文書館所蔵)。
- (79) 「修訂・防長回天史」二二八頁。
- (80) 「丙辰丸製造沙汰控」・「丙辰丸製造費一件」・「大艦製造一件沙汰」(山口県文書館所蔵)。
- (81) 前掲三宅「幕末・維新时期における諸階層の対外認識―長州藩域を中心として―」など。
- (82) 「両公伝史料」一五二〇(山口県文書館所蔵)。「修訂・防長回天史」二四二―二四四頁。
- (83) 「部寄」・「艦船一件」一(山口県文書館所蔵)。
- (84) 「両公伝史料」一五二〇(山口県文書館所蔵)。「修訂・防長回天史」二四二―二四四頁。
- (85) 「両公伝史料」一五二〇、(山口県文書館所蔵)。「修訂・防長回天史」二四二―二四四頁。
- (86) 「両公伝史料」一五二〇、(山口県文書館所蔵)。「修訂・防長回天史」二四二―二四四頁。
- (87) 「両公伝史料」一五二〇、「修訂・防長回天史」二五九―二六一頁。
- (88) 「部寄」・「艦船一件」二(山口県文書館所蔵)。
- (89) 「部寄」・「艦船一件」二(山口県文書館所蔵)。
- (90) 「部寄」・「艦船一件」二(山口県文書館所蔵)。
- (91) 用所役は、矢倉方の職務のうち、定額のお金穀の出納や運用の計画を担当した。常に、矢倉方との協議の上で、職務を遂行することが求められた。
- (92) 「修訂・防長回天史」四九四頁。
- (93) 「北条源蔵は、長崎直伝習所へ第一次第二次ともに派遣され、海軍の伝習生としてオランダ人から直接訓練を受けていた。更に、万延元年、幕府が日米修好通商条約の批准交換のために外交使節を派遣した際、西海岸までアメリカ軍艦ポーハタン号に随伴した威臨丸の一行に加わり、遠洋航海を経験し、アメリカ視察を果たすなど、蒸気船の実情については藩内の誰よりも明らかった。
- (94) 長嶺豊之助は、長崎直伝習所に第二次の海軍伝習生として入所し、帰藩後は、博習堂の航海・算術稽古掛として諸生の指導に当たるとともに、庚申丸の建造に携わるなど、長州藩の洋式海軍の発展には不可欠な人材であった。
- (95) 「維新史料綱要」四、一〇六頁。
- (96) 前掲拙稿「幕末期長州藩の洋学と海軍創設―長崎直伝習生の動向を中心として―」、前掲拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」第一編第五章。
- (97) ジャーディン・マセソン商会におけるランリック号の帳簿価格は、建造後一

- 年余り経た一八五七年の時点で一万二〇〇〇ドルであり、一八六一年以降は七〇〇〇ドルと減価してきていたため、本店から一万二〇〇〇ドル以上であれば売却するよう指示があった。これに対し、二万ドルでの販売に成功したガワールド号は、一八六一年の簿価が五万ドルであったことから、二・四倍の価格で売却されたことになる。
- (100) 所帯方は、藩の経費のうち米銀の出納の事務一切を扱う役職である。
- (101) 『修訂・防長回天史』五二二頁。
- (102) 『修訂・防長回天史』五二三頁。
- (103) 新政権の政治的志向、その研究史の整理については、田口由香「幕末期における木戸孝允の政治思想―慶応三年を中心として―」(『史学研究』二三七、二〇〇二年)に譲りたい。
- (104) 『修訂・防長回天史』七七五頁。
- (105) 拙稿「幕末期長州藩の洋学と大村益次郎」(『美学史研究』IX、思文閣出版、一九九三年)、前掲拙著「幕末期長州藩洋学史の研究」第二編第一章、前掲拙稿「幕末期幕府と諸藩の洋学振興政策―軍事科学的洋学の受容・展開過程を中心に―」。
- (106) 「大村益次郎履歴材料」(山口県文書館所蔵)。
- (107) 『修訂・防長回天史』一一〇八頁。
- (108) 『修訂・防長回天史』一一一六頁。
- (109) 山田宇右衛門より桂小五郎宛(慶応元年七月十四日付)、木戸公伝記編纂所「松菊木戸公伝」上巻(明治書院、一九二七年)五三二頁。なお、桂小五郎は、六月下旬にはこの情報をつかんでいた。
- (110) 「長防ニ於テ米国船フヒーパン号不正売買一件」(「外務省引き継ぎ書類」所収、東京大学史料編纂所所蔵)。
- (111) 日本史籍協会編『木戸孝允文書』二(日本史籍協会叢書七八、一九八五復刻版)、八五〇八六頁。『修訂・防長回天史』八一六頁。
- (112) 『修訂・防長回天史』八一七頁。
- (113) 『修訂・防長回天史』八一八〇八一九頁。
- (114) 『修訂・防長回天史』八二三頁。
- (115) 『修訂・防長回天史』八二四頁。
- (116) 『修訂・防長回天史』八二六頁。
- (117) 林良輔より桂小五郎宛(八月二十九日付)、『修訂・防長回天史』八二九頁。なお、「別船」とは薩摩藩船「海門丸」である。
- (118) 『修訂・防長回天史』一一二三頁。
- (119) 『修訂・防長回天史』八三六頁。
- (120) 『修訂・防長回天史』八三六頁。
- (121) 『修訂・防長回天史』八三六頁、前掲三坂「萩藩の財政と撫育制度」一五四〇～一五六頁。
- (122) 前掲三坂「萩藩の財政と撫育制度」一五六頁。
- 〔付記〕 本稿の要旨をもとに、社会経済史学会中四国部会シンポジウム(二〇〇二年十一月三日)で発表を予定している。